

令和3年1月18日

各市町村老人クラブ連合会会長 様

(一財)京都府老人クラブ連合会
会長 橋本俊次



「緊急事態宣言」の再発令に伴う老人クラブ活動について(お願い)

寒風の候、老人クラブ会長におかれましては、新型コロナウイルス感染症の対応に御苦労されていることと存じます。

さてこの度、新型コロナウイルスの感染拡大のため、「緊急事態宣言」が再度発令され、1月13日に京都府も対象地域に追加されました。

○期 間 令和3年1月14日 ~ 2月7日

○主な防止策 ・不要不急の外出の自粛(特に午後8時以降の外出自粛)
・飲食店の営業時間は午後8時まで(酒類の提供は午後7時まで)

府老連としましては、昨年4月の1回目の緊急事態宣言発令以降、高齢者はハイリスクであることから「密を招く活動」について自粛(活動するリスクの回避)する一方、活動自粛に伴って生活不活発化のリスクが高まらないよう「健康づくりや見守り等」は実施(活動しないリスクの回避)をしてまいりました。

しかしながら、この度の再発令を受けて、期間中は密を伴う屋内の活動等は当面自粛せざるを得ないものと考えております。

つきましては、次のことに御注意をいただきながら、老人クラブ活動についての御配慮をお願いいたします。

記

1 府老連としての基本認識

- 老人クラブ活動は高齢者の生命と健康を守ることを念頭に置き、感染リスクの回避を何よりも優先します。
- 一方、外出抑制自粛の中でもできる ①「健康づくり・介護予防」と ②「見守り・支え合い」は引き続き呼びかけます。
- 京都府における緊急事態宣言の期間中(1月14日から2月7日まで)は、外出自粛など、接触機会の削減を遵守して対応します。

2 府老連の会議等の対応

緊急事態宣言の期間外の会議ですが、次のとおり対応することとします。

- | | | |
|-----------|---------------------|------------|
| ○2月 9日(火) | 「市町村老連会長・事務局会議」 | → 中止(書面送付) |
| ○2月19日(金) | 「女性常任委員会」 | → 実施 |
| ○2月19日(金) | 「若手常任委員会」 | → 実施 |
| ○3月17日(水) | 「第174回理事会」(ハートピア京都) | → 実施 |

※ 宣言の期間が延長される場合は、別途検討

3 市町村老人クラブ連合会における活動

①「健康と元気の維持」並びに ②「見守りと支え合い」にご配慮いただきながら、府老連の対応を参考にいただき、各市町村老連においてご検討いただければと存じます。